

○日出城址周辺景観保全条例

平成20年12月22日条例第22号

改正

平成26年9月29日条例第32号

日出城址周辺景観保全条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 景観形成（第5条—第9条）

第3章 景観重要建築物等（第10条・第11条）

第4章 日出城址周辺景観審議会（第12条）

第5章 表彰及び助成（第13条・第14条）

第6章 雑則（第15条）

附則

前文

日出町を代表する歴史的建造物である日出城は、慶長6年（1601年）、豊臣秀吉の正室ねねの甥（おい）にあたる初代藩主木下延俊侯の入封後、約1年の歳月を経て築城された。日出城址周辺における城下町としてのまちなみ景観は、現在においても強く息づいており、近世の要素を数多く受け継ぐ日出町を象徴する貴重な史跡といえる。

城下町の風情を残し、訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしてくれる日出城址周辺の景観は、日出町民にとってかけがえのない財産である。

この景観は町民共有の財産であることから、一人ひとりが親しみと誇りを感じることのできる魅力あるまちづくりを推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、日出城址周辺において歴史と文教の地としての日出町らしい城下町景観を保全、形成し、歴史的景観を末永く後世に継承することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）日出城址周辺 日出城址景観区域をいい、当該区域は規則で定める。

- (2) 城下町景観の形成 歴史と文教の地としての風格を基調とした城下町らしいまちの景観及び情緒を守り、育て、及び創ることをいう。
- (3) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物又は建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 町民及び事業者等 町民及びその他の施主若しくは施工又は設計を業として行う者をいう。  
(町の責務)

**第3条** 町は、城下町景観の形成を図るための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民の意見、要望が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 町は、公共施設等の整備及び建築物の建設等を行うに当たっては、城下町景観の形成について先導的な役割を果たさなければならない。
- 4 町は、城下町景観の形成に関する町民及び事業者等の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

**第4条** 町民及び事業者等は、自らがまちづくりを形成する役割を担うものであることを認識し、町が実施する城下町景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観形成

(区域景観形成基準)

**第5条** 町長は、日出城址景観区域における区域景観形成基準を定めるものとする。

- 2 区域景観形成基準には、次の各号に掲げる事項で必要なものを規則で定めるものとする。
  - (1) 日出城址景観区域における景観形成のための方針に関する事項
  - (2) 敷地の緑化に関する事項
  - (3) 建築物の敷地内の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項
  - (4) 建築物に付属する設備の規模、意匠及び色彩に関する事項
  - (5) 屋外広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項
  - (6) 土地の区画形質の変更に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が景観形成のため必要と認める事項

(行為の届出)

**第6条** 日出城址景観区域において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を町長に届け出なければならない。

- (1) 建築物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又はこれらに伴う木竹の伐採若しくは植栽
- (2) 広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為で町長が必要と認めるもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの。
- (2) 災害のため必要な応急措置として行うもの。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更のあったときは、規則の定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(景観形成基準の遵守)

**第7条** 日出城址景観区域において、前条第1項各号の一に該当する行為をしようとする者は、景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(景観形成基準に基づく助言又は指導)

**第8条** 町長は、第6条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(既存の建築物等又は空地に係る助言又は指導)

**第9条** 町長は、日出城址景観区域における既存の建築物、工作物、広告物又は空地について景観形成上必要があると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

### 第3章 景観重要建築物等

(景観重要建築物等の指定)

**第10条** 町長は、景観の形成上重要な役割を果たしていると認める建築物等、木竹その他の物件を景観重要建築物等として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ当該所有者（権限に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 町長は、景観重要建築物等が、滅失、枯死等により、景観の形成上の役割を失ったときその他特別の理由があるときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 町長は、景観重要建築物等の指定及び解除するときは、その旨を告示するものとする。

（現状変更行為の届出）

**第11条** 景観重要建築物等について、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする所有者等は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を町長に届け出なければならない。

- (1) 景観重要建築物等の増築、改築、移転、除去、修繕、模様替え又は外観の変更
- (2) 景観重要建築物等の敷地における木竹の伐採又は植栽
- (3) 所有権その他の権利の移転又は消滅

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る行為について助言することができる。

#### 第4章 日出城址周辺景観審議会

（日出城址周辺景観審議会）

**第12条** 町長の附属機関として、日出城址周辺景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 審議会は、景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。
- 4 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 表彰及び助成

（表彰）

**第13条** 町長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 町長は、前項に掲げるもののほか、景観の形成に貢献している個人又は団体を表彰することができる。

（助成）

**第14条** 町長は、良好な景観形成を行うため必要があると認めるときは、景観形成建築物等の所有者等に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において規則で定めるところにより、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

2 前項の規定による助成は、他の法令等の規定により助成を受けることとなる行為については、適用しない。

## 第6章 雑則

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成26年9月29日条例第32号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。